
令和 4(2022)年度版

履修の手引

愛知学院大学大学院歯学研究科

建学の精神

行学一体・報恩感謝

本学の教育理念

愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて本学設立の主旨である仏教精神、特に禪的教養を基とした「行学一体」の人格形成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を養成し、広く世の各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献しています。

愛知学院が明治9年(1876)の創立から今日まで、一貫して堅持し続けてきた建学の精神が、「行学一体・報恩感謝」です。すなわち、「仏教精神、特に禪的教養を基として、行学一体の人格育成に努め、報恩感謝の生活のできる社会人を養成する」ことが本学の使命であるということです。

「行学一体」とは、曹洞宗の開祖道元禅師の宗教体験にもとづく教えです。これは教育の次元ではつぎのように理解できます。

「行」とは「修行」の行で、「人間形成」とか、「人間を磨く」ということであり、「学」とは「真理の探究」とか、あるいは「知識を磨く」ということです。それらが「一体」であるとは「知識を磨く」と「人間を磨く」とは、一つであって別々のものであってはならないということです。つまり、単に知的な理解だけに満足しないで、進んで身心を傾けて真に身についた学問を体得して人間的に立派になることをめざす修学態度が「行学一体」ということです。

仏教の教えの根本にあるのは「中道の精神」です。これは、単なる両極の中間とか、中立、中庸という安易なあり方を言うのではなく、人間としての真のあり方を追求するという積極的な姿勢を含んでいます。社会に役立つ自主性に富む社会人の養成を目的とする本学の教育は、現実を客観的に正しく見つめ、いかなる場合にも中正な判断をくだすことができるような自己を磨くことをめざしています。自己とは何かという原点に戻り、揺るぎない自己の確立をはかる道が禪における「行」です。知的探求によって現実を正しく理解する「学」の道もこの「行」に通じるものです。「行」と「学」とは、それぞれ別個ではなく、行(人間形成)に徹することは、学(真理の探究)に徹することであり、学に徹することは行に徹することであって、「一体」でなければならないということです。

さらに、われわれ一人ひとりあらゆる存在との相互依存の関係において生かされているというのが釈尊の教えです。わたしたちは親の恩、師の恩、友の恩をはじめ、天地自然の多くの恵みや地上の生きものすべてから恩恵を受けて、生きています。いや、生きさせていただいています。このことを自覚し、限りない恩に報いるべく社会のために尽くさなければなりません。すなわち、「報恩感謝」の生活のできる社会人の養成、これが本学の教育の柱です。

このような「行学一体・報恩感謝」の精神こそ、本学の教育の特色であり、実践していかねなければならない目標です。

歯学研究科 3つのポリシー

めざす人間像

教育目標が達成された場合に社会に送り出しうる人間像として、以下のような人間像を描いています。

- ① 継続した研究意欲と独創的な科学的視野を持つ人。
- ② 医療人として十分な知識と技術を持ち、自覚と責任に溢れ、幅広い教養と慈愛に満ちた人。

人材の養成・教育研究上の目的

歯学研究科は、「行学一体・報恩感謝」の精神に則り、学部における教育の基礎の上に、高度にして深遠な歯科医学の専門的知識と技術を習得し、臨床歯科医学の実践を通して人類の福祉に貢献するとともに、医学・生命科学の深奥を究めて文化の創造・発展に寄与することのできる良識のある人材の養成を目的とします。

そのための教育研究上の目的は、①研究者として高度な専門的学術の理論と技術およびその応用能力を身につけ、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力、②臨床歯科医として専門分野に関する高度の知識と技術を習得し、それらをさらに発展させるために必要とされる研究能力に加えて、患者を対象とする高度の臨床研究を遂行しうる能力の養成とします。

修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー、DP)

歯学研究科は、大学の教育理念・目標を達成するために、大学院学生に豊かな人間性と高い倫理観を備えることを求め、以下の学習成果を修得し、専攻分野における新知見を提示して、将来、高度な研究活動または専門的業務に従事しうると判定された人に博士(歯学)の学位を授与します。

- ① 専攻する領域についての深い学識とその応用力を身につけている。
- ② 自立的な研究能力と共に、多領域の専門家と協同して研究を遂行できる基礎的学識を身につけている。
- ③ 患者を対象とする臨床研究に従事する者にあつては、専門領域における高い臨床能力と共に、倫理面にも配慮した臨床研究の遂行能力を身につけている。
- ④ 愛知学院大学の建学の精神を修得している。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー、CP)

歯学研究科では、本学の建学の精神「行学一体・報恩感謝」を深く理解したうえで、修了認定・学位授与の方針(DP)に掲げた目標を達成するために、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

- ① 研究者として高度な専門的学術の理論と技術およびその応用能力を身につけ、それらを更に発展させるために必要とされる研究能力を培う。

- ② 臨床歯科医として専門分野に関する高度の知識と技能を修得し、それらを更に発展させるために必要とされる研究能力に加えて、患者を対象とする高度の臨床研究を遂行しうる能力を培う。

【教育方法】

- ① 専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成に加え、優れた研究能力などを備えた医療系人材の養成が求められているという社会の実情を鑑み、相互の連携を保つように配慮された上記の2つの教育内容を、大学院学生に選択履修させる。
- ② 体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨を尊重し、コースワークの充実など、組織的な教育課程の編成と実施に努める。

【教育評価】

到達目標に応じた学修成果を多面的に評価する。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー、AP)

歯学研究科は、優れた人材を公正かつ妥当な方法で選抜するという方針に基づき、修了認定・学位授与の方針(DP)及び教育課程編成・実施の方針(CP)に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げる人を受け入れます(学部教育終了後、一定の社会経験を有し、その経験に基づいて入学を希望する社会人も受け入れます)。

- ① 愛知学院大学の建学の精神を理解できる社会人として、広く世の各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献しようとする人
- ② 学部教育を通して修得した素養に基づいて、高度な専門的学術の理論とその応用を研究し、広い視野と深い専門分野への造詣を備えた研究者・医療人へと成長しようとする人

入学から学位申請までの主な流れ

- 1年生
- ・ オリエンテーション(履修方法のガイダンス)
 - ・ 主科目、副科目、選択科目決定
 - ・ 履修授業科目(特論・演習)決定
 - ・ 統合講義履修
 - ・ 特論・演習履修
 - ・ 研究指導計画書作成(研究指導教員)
 - ・ 研究開始
- 2年生
- ・ 特論・演習履修
 - ・ 研究指導計画書作成(研究指導教員)
 - ・ 研究継続
 - ・ 研究発表会(研究の進捗状況の確認:形成的評価) *
 - ・ 研究論文(基盤論文)作成
- 3年生
- ・ 研究指導計画書作成(研究指導教員)
 - ・ 研究継続
 - ・ 研究発表会(研究の進捗状況の確認:形成的評価) *
 - ・ 研究論文(基盤論文)作成 **
 - ・ 研究論文投稿 **
- 4年生
- ・ 研究指導計画書作成(研究指導教員)
 - ・ 研究継続
 - ・ 研究発表会(研究の進捗状況の確認:形成的評価) *
 - ・ 研究論文(基盤論文)作成
 - ・ 研究論文投稿(学位申請時に受理されている事) **
 - ・ 学位申請論文の作成および学位申請と審査の過程で使用される書類の作成
(P21 学位論文について 参照)

* : 学位申請予定論文の研究発表会は学位論文申請予定の研究内容の向上をはかる為に行われるもので、2～4年生中に1度、発表することができる。

** : 研究論文(基盤論文)は、学位論文申請時には受理(受理証明書が必要)されていることとする。

授業科目及び担当教員

歯学研究科 博士課程

授 業 科 目		研究指導教員		研究指導補助教員	
歯科基礎系	口腔解剖学(口腔組織・発生学)	博士(医学)	本 田 雅 規		
	口腔解剖学(口腔解剖形態学)	歯学博士	池 田 やよい	博士(医学)	永 井 亜希子
	口 腔 生 理 学	歯学博士	平 場 勝 成	博士(歯学)	森 田 匠
	口 腔 生 化 学	博士(薬学)	鈴 木 崇 弘		
	口 腔 病 理 学	歯学博士	前 田 初 彦	博士(歯学)	久 保 勝 俊
				博士(歯学)	杉 田 好 彦
	口 腔 微 生 物 学	博士(歯学)	長谷川 義明	博士(歯学)	吉 田 康 夫
	歯 科 薬 理 学	博士(医学)	濱 村 和 紀		
歯 科 理 工 学	歯学博士	河 合 達 志	博士(歯学)	鶴 田 昌 三	
			博士(歯学)	林 達 秀	
歯科臨床系	歯科保存学(保存修復学)	歯学博士	富士谷 盛 興	博士(歯学)	友 田 篤 臣
	歯科保存学(歯内治療学)	博士(歯学)	諸 富 孝 彦	歯学博士	堀 場 直 樹
	歯科保存学(歯周病学)	博士(歯学)	三 谷 章 雄	博士(歯学)	菊 池 毅
	歯科補綴学(有床義歯学)	博士(歯学)	武 部 純		
		博士(歯学)	尾 澤 昌 悟		
	歯科補綴学(高齢者・在宅歯科医療学)	博士(歯学)	木 本 統	博士(歯学)	竹 内 一 夫
		歯学博士	村 上 弘	博士(歯学)	水 野 辰 哉
				博士(歯学)	宮 前 真
	歯科補綴学(冠・橋義歯学)			歯学博士	橋 本 和 佳
	△口腔外科学(機能形態構築口腔外科学)				
	口腔外科学(病因病態制御口腔外科学)	歯学博士・博士(医学)	夏 目 長 門	博士(歯学)	宮 地 齊
				博士(歯学)	後 藤 満 雄
				博士(歯学)	新 美 照 幸
	歯 科 矯 正 学	博士(歯学)	宮 澤 健	博士(歯学)	藤 原 琢 也
				博士(歯学)	田 淵 雅 子
小 児 歯 科 学	博士(歯学)	名 和 弘 幸			
歯 科 放 射 線 学	博士(歯学)	有 地 榮 一 郎	歯学博士	内 藤 宗 孝	
口 腔 衛 生 学	博士(歯学)	嶋 崎 義 浩	歯学博士	加 藤 一 夫	
歯 科 麻 酔 学	医学博士	奥 田 真 弘	歯学博士	山 田 正 弘	
			博士(歯学)	佐 藤(朴)曾 士	
歯 科 病 態 内 科 学	博士(医学)	成 瀬 桂 子	博士(医学)	中 村 信 久	
歯 科 病 態 関 連 外 科 学	博士(医学)	野 本 周 嗣	博士(医学)	高 橋 真 理 子	

△印は本年度開講せず。

授業科目(特論・演習)

		特論(1) (2単位)	特論(2) (2単位)	演習(1) (2単位)	演習(2) (2単位)	
歯 科 基 礎 系	口腔解剖学	口腔組織・発生学	細胞生物学	幹細胞生物学	幹細胞研究の 実験方法	再生医学研究の 実験方法
		口腔解剖形態学	肉眼解剖学研究法 (1)	肉眼解剖学研究法 (2)	実験手技特別演習	肉眼解剖形態分析 演習
	口腔生理学		生理学研究法	生理学データ解析法	生理学実験手技 トレーニング-1-	生理学実験手技 トレーニング-2-
	口腔生化学		細胞の分泌機能と その制御	遺伝子発現機構と その調節	プロテインキナーゼと プロテインホスファターゼ の機能解析	生物発光タンパク質 と蛍光タンパク質の 研究応用
	口腔病理学		病理診断研究法	病理診断遺伝子 解析法	病理標本作製・ 染色演習	免疫染色・遺伝子 解析演習
	口腔微生物学		微生物の分子遺伝 学的解析	微生物由来 タンパク質の解析法	微生物の分子遺伝 学的解析の実際	微生物由来タンパク 質の解析法の実際
	歯科薬理学		骨代謝研究法	神経科学研究法	骨代謝学演習 (1)	骨代謝学演習 (2)
歯科理工学		高分子研究法	生体材料開発の 基本	分析機器	情報処理デバイス	
歯 科 臨 床 系	口腔衛生学		個人口腔衛生学 研究法	公衆歯科衛生学 研究法	個人口腔衛生学 演習	公衆歯科衛生学 演習
	歯科保存学	保存修復学	接着歯学研究法	硬組織治療学 教育法	接着歯学演習 審美修復特別演習	う蝕要因・制御学演習 レーザー歯学特別演習
		歯内治療学	歯髄・根尖性歯周疾患 の病因・病態と治療法	歯内治療法の 現状と未来	歯内治療臨床演習 (1)	歯内治療臨床演習 (2)
		歯周病学	歯周病と全身疾患	宿主免疫応答と 組織破壊メカニズム	歯周病の病因	歯周組織再生医療
	歯科補綴学	有床義歯学	顎顔面補綴学	有床義歯補綴学	有床義歯の 臨床応用	有床義歯の 機能評価
		高齢者・在宅 歯科医療学	全部床義歯学／高齢 者・在宅歯科医療学	口腔インプラント学	全部床義歯学／高齢 者・在宅歯科医療学	口腔インプラント学
		冠・橋義歯学	咀嚼能力と 全身の健康	有歯顎の咬合	臨床咬合診査・ 診断学	咬合セミナー
	口腔外科学	機能形態構築 口腔外科学	機能形態構築口腔 外科疾患治療法(1)	機能形態構築口腔 外科疾患治療法(2)	機能形態構築 口腔外科演習(1)	機能形態構築 口腔外科演習(2)
		病因病態制御 口腔外科学	口腔顎顔面外科 の潮流	口腔外科研究法	口腔外科研究法	口腔外科臨床演習
			口腔外科研究法 (口腔先天異常学)	口腔外科研究法 (口腔ケア学)	口腔外科学研究法 (国際協力学)	口腔外科学研究法 (言語学)
	歯科矯正学		成長発育と 不正咬合	成長発育と矯正 歯科治療の基礎	成長発育と矯正 歯科治療の基礎	歯科矯正における 資料の分析と診断
	小児歯科学		歯列・咬合ならびに 口腔機能の発達	小児・障害児歯科 診断法	小児・障害児歯科学 臨床教育演習	小児歯科疾患 治療法演習
	歯科放射線学		画像診断研究法	歯科放射線 臨床教育法	エックス線検査	特殊画像検査
歯科麻酔学		歯科麻酔学	歯科麻酔学	歯科麻酔学	歯科麻酔学	
歯科病態内科学		歯科疾患と関連する 内科疾患	内科疾患の 病態生理	内科診断学	内科治療学	
歯科病態関連外科学		各臓器系の生理と 口腔と外科学	各臓器系の傷病と 口腔疾患と外科学	口腔疾患症例の 持つ各臓器系の 傷病とその評価	口腔疾患症例の 持つ各臓器系の 傷病と周術期管理	

※特論・演習のシラバスは歯学研究科のホームページに掲載されている。

授業時間割表

春 学 期

	1	2	3	4
	8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10
月	統合講義(4月～5月)		統合講義(4月～5月)	
	口腔微生物学		歯科病態内科学	
	歯科保存学		歯科病態関連外科学	
火	口腔生理学		歯科薬理学	
	歯科補綴学		歯科放射線学	
水	口腔生化学		予備日	
	歯科麻酔学			
木	口腔病理学		歯科理工学	
	口腔外科学		歯科矯正学	
金	口腔解剖学		口腔衛生学	
	小児歯科学			

秋 学 期

	1	2	3	4
	8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10
月	口腔微生物学		歯科病態内科学	
	歯科保存学		歯科病態関連外科学	
火	口腔生理学		歯科薬理学	
	歯科補綴学		歯科放射線学	
水	口腔生化学		予備日	
	歯科麻酔学			
木	口腔病理学		歯科理工学	
	口腔外科学		歯科矯正学	
金	口腔解剖学		口腔衛生学	
	小児歯科学			

- 統合講義(春学期 月曜日)を優先とし、その期間については該当の授業科目の責任者と相談をする。
- 各々の専攻科目において、二年間に、歯学特論1,2(各2単位)、歯学演習1,2(各2単位)が開講される。すなわち、時間割に基づいた8単位(2単位×4学期)の歯学特論・歯学演習が実施される。
- 歯学特論、歯学演習および統合講義は、原則として2年次までに履修する。ただし、時間割の都合で希望する歯学特論・歯学演習を受けられない場合はこの限りでない。
- 社会人大学院生に対しては、講義日の5、6時限目に実施される。
- 時間割に沿った履修が困難な場合には、授業科目の責任者に授業日時の変更について申し出ることができる。
- 統合講義の受講者は、愛知学院大学大学院特別奨学生制度の候補者となる。

授業科目(特論・演習)

月日	時限	1	2
		12:55～14:25	14:40～16:10
4月11日(月)		歯科医学情報処理法② 楠元4号館(4301) パソコン室 加藤 一夫(口腔衛生学講座)	歯科医学情報処理法① 楠元4号館(4301) パソコン室 河合 達志(歯科理工学講座)
4月18日(月)		歯科基礎医学研究法① 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 本田 雅規(口腔解剖学講座)	歯科臨床医学研究法① 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 宮澤 健(歯科矯正学講座)
月日	時限	3	4
		12:55～14:25	14:40～16:10
4月11日(月)		歯科基礎医学研究法② 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 平場 勝成(生理学講座)	歯科臨床医学研究法② 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 武部 純(有床義歯学講座)
4月18日(月)		歯科基礎医学研究法③ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 鈴木 崇弘(生化学講座)	歯科臨床医学研究法③ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 三谷 章雄(歯周病学講座)
5月9日(月)		歯科基礎医学研究法④ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 前田 初彦(口腔病理学・歯科法医学講座)	歯科臨床医学研究法④ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 富士谷 盛興(保存修復学講座)
5月16日(月)		歯科基礎医学研究法⑤ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 長谷川 義明(微生物学講座)	歯科臨床医学研究法⑤ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 夏目 長門(口腔先天異常学研究室)
5月23日(月)		歯科基礎医学研究法⑥ 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 濱村 和紀(薬理学講座)	歯科医学情報処理法③ 歯科理工学実習室 河合 達志(歯科理工学講座)
5月30日(月)		歯科医学研究理論 楠元基礎教育研究棟 第4セミナー室 鈴木 崇弘(生化学講座)	

統合講義概要

科目名	統合講義 (2022年度開講)			
担当教員: 下表の右欄参照	単位数: 2単位 (90分授業15回)	受講学年: 1学年 開講学期: 春学期 曜日・時限: 月曜日 1, 2時限(パソコン室・第4セミナー室) 3, 4時限(第4セミナー室・実習室) 場所: 楠元4号館(4301) パソコン室 楠元第4セミナー室 歯科理工学実習室		
一般目標	各学問分野を修得するにあたって共通して必要とされる事項の理解を深めると共に、コースワークを通して関連する分野の基礎的素養の涵養を図ることによって、学際的な分野への対応能力を高めることを目的とする。			
講義項目ごとの一般目標(GIO)と到達目標(SBOs)	講義項目とGIO		SBO	担当
	歯科医学情報処理法 GIO: 歯科医学研究に必要な情報処理の方法について学び、理解を深める	①	1) 歯学の文献方法を例にして、必要な文献を取得する方法を概説できる。 2) 医学中央雑誌を利用して、必要な文献を取得できる。 3) PubMedを利用して文献検索し、必要な文献を取得できる。	図書館情報センター運営委員 河合 達志 (歯科理工学講座)
		②	1) 研究デザインの立て方を通して、データの集め方を説明できる。 2) サンプルングの方法、正規分布、t-testについて説明し、標本の抽出やデータ分析に利用できる。 3) ノンパラメトリック検定、相関について説明し、データの解析に利用できる。	加藤 一夫 (口腔衛生学講座)
		③	1) コンピュータトラブルを防ぐための、使用上の注意点を列挙し、説明できる。 2) UNIXシステムの基本を理解し、シェルコマンドを使用することができる。Pythonの基本的なプログラミングができる。 3) 基本ソフト「illustrator」を使用し、実験結果の描画などに応用できる。 4) 3次元構築ソフト「Blender」を使用し、STLデータの構築ができる。	河合 達志 (歯科理工学講座)
	歯科基礎医学研究法 GIO: 歯科基礎医学の研究に多用される基本的な方法の原理、手技、応用を学ぶ	①	1) 再生医学の研究方法について概説できる。 2) 幹細胞の研究方法について概説できる。 3) 間葉系幹細胞の再生医療への応用について概説できる。	本田 雅規 (口腔解剖学講座)
		②	1) 「H反射を用いた運動ニューロンの興奮性の定量的解析方法」について概説できる。	平場 勝成 (生理学講座)
		③	1) 遺伝子解析技術とバイオインフォマティクスについて概説できる。 2) 遺伝子の導入によって細胞の機能を解析する方法を概説できる。	鈴木 崇弘 (生化学講座)

	講義項目とGIO		SBO	担当
講義項目ごとの一般目標(GIO)と到達目標(SBOs)	歯科基礎医学研究法 GIO: 歯科基礎医学の研究に多用される基本的な方法の原理、手技、応用を学ぶ	④	ヒューマンパピローウイルス(HPV)とこのウイルスに対するDNAワクチン開発法について概説できる。	前田 初彦 (口腔病理学・歯科法医学講座)
		⑤	DNAクローニング法を説明し、DNAの塩基配列の解析から遺伝子の機能を解明する方法を概説できる。	長谷川 義明 (微生物学講座)
		⑥	1) RT-PCR法により、mRNAレベルでの遺伝子発現を解析する方法を概説できる。 2) 細胞・組織レベルでの免疫染色法、ウェスタンブロッティング法等により、タンパク質の細胞内局在を明らかにする方法を概説できる。	濱村 和紀 (薬理学講座)
	歯科臨床医学研究法 GIO: 歯科基礎医学の研究に多用される基本的な方法の原理、手技、応用を学ぶ	①	遺伝子改変マウスの特徴とその骨代謝研究への応用を概説できる。	宮澤 健 (歯科矯正学講座)
		②	1) 生体材料上での生物学的評価法について概説できる。 2) 生体材料と生体組織界面での反応を概説できる。	武部 純 (有床義歯学講座)
		③	1) T細胞を中心とした免疫系の研究法について概説できる。 2) 研究成果を国際誌に掲載する方法を理解し、論文投稿に応用できる。	三谷 章雄 (歯周病学講座)
		④	1) CQからの問題発見法について概説できる。 2) 問題の課題化および課題策展開法について概説できる。	富士谷 盛興 (保存修復学講座)
		⑤	1) DNAの構造と意義について説明できる。 2) 遺伝子異常に起因する先天異常疾患の研究について概説できる。 3) 先天性疾患の疾患遺伝子を特定する手法について概説できる。 4) 特に歯科領域(口腔顎顔面)の先天性疾患と遺伝子異常について説明できる。 5) 遺伝子異常疾患の検索・治療の今後の展望について概説できる。	夏目 長門 (口腔先天異常学研究室)
	歯科医学研究理論 GIO: 歯科医学研究を行ううえで必要な研究理論について学ぶ		1) 医学研究の実施に関する倫理規範について概説できる。 2) 研究活動における不正行為について説明できる。	歯学研究科主任 鈴木 崇弘 (生化学講座)
	1回の授業について、授業時間に等しい時間の予習と復習が必要である。			
テキスト・教材・参考書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医学情報処理法2の授業に必要なもの : 統計のテキスト(正規、t、x^2、Fの各分布表のついているもの)、電卓、USBメモリー(要領128MB以上) ・ 歯科医学情報処理法3の授業に必要なもの : ノートブックパソコン(無線LANに接続できない場合は、LANケーブル持参) 			
備考	統合講義は本学大学院学則第4条別表9に記載されている「その他許可を得た科目」の講義として扱い、統合講義(2単位)は、副科目の単位として加算することができる。			

専攻科目及び履修方法

在学期間中に、下記の単位を修得しなければならない。

- 主科目(専攻する科目の授業科目) : 24単位以上
- 副科目(他の専攻科目で、主科目を学ぶ上で元も関係の深い授業科目、または、主科目に次いで理解を深めることを希望する授業科目) : 4単位以上
- 選択科目(他の専攻科目で、主科目を学ぶ上で、副科目に次いで関係の深い授業科目、または、副科目に次いで理解を深めることを希望する授業科目) : 2単位以上
- すなわち、主科目、副科目、選択科目の総計で30単位以上を修得しなければならない。

	専攻科目	実習	講義・演習		統合講義
		特別研究	特 論	演 習	
歯科基礎系	口腔解剖学 [※] 口腔組織・発生学	16	4	4	2
	口腔解剖形態学	16	4	4	
	口腔生理学	16	4	4	
	口腔生化学	16	4	4	
	口腔病理学	16	4	4	
	口腔微生物学	16	4	4	
	歯科薬理学	16	4	4	
	歯科理工学	16	4	4	
歯科臨床系	口腔衛生学	16	4	4	
	歯科保存学 [※] 保存修復学	16	4	4	
	歯内治療学	16	4	4	
	歯周病学	16	4	4	
	歯科補綴学 [※] 有床義歯学	16	4	4	
	高齢者・在宅歯科医療学	16	4	4	
	冠・橋義歯学	16	4	4	
	口腔外科学 [※] 機能形態構築口腔外科学	16	4	4	
	病因病態制御口腔外科学	16	4	4	
	歯科矯正学	16	4	4	
	小児歯科学	16	4	4	
	歯科放射線学	16	4	4	
	歯科麻酔学	16	4	4	
	歯科病態内科学	16	4	4	
歯科病態関連外科学	16	4	4		
原則として、統合講義の履修は1年次に、副科目、選択科目の履修は1、2年次に行う。また、特別研究に支障が出るような履修は行わない。		主科目	主科目	主科目	—
		—	副科目	副科目	副科目
		—	選択科目	選択科目	—

[※]口腔解剖学、歯科保存学、歯科補綴学、口腔外科学を専攻科目とする者は原則として、同じ専攻科目の他の授業科目を副科目および選択科目として履修することは出来ない。
また、これら4専攻科目以外を専攻科目とする者は原則として、同じ専攻科目の2つの授業内容から副科目および選択科目を履修することは出来ない。

履修例: 歯科薬理学を専攻する場合

- 1) 主科目の実習(特別研究:16単位)および講義・演習(特論の4単位と演習の4単位)は必修である(合計24単位)。
- 2) 副科目の特論および演習から4単位を選択する。
- 3) 選択科目の特論および演習から2単位を選択する。
- 4) 統合講義(2単位)は、副科目の単位と置き換えることができる。
- 5) 総計で30単位以上を修得する。

主 科 目 : 歯科薬理学

実習	特別研究	16単位 (○)
講義・演習	特 論(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 (○)
	演 習(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 (○)
計		24単位

副 科 目 : 口腔生理学(希望する専攻科目)

講義・演習	特 論(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 ()
	演 習(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	統合講義	2単位 (○)
計		4単位

選 択 科 目 : 口腔生化学(希望する専攻科目)

講義・演習	特 論(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	演 習(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 ()
計		2単位

合 計		30単位
-----	--	------

歯学研究科長
前田 初彦 殿

2022年度

D 氏名

歯学研究科履修願

歯学研究科在学中の履修科目を下記のように申請します。

主 科 目 :	担当教授	印
実習 講義・演習	特別研究	16単位 (○)
	特 論(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 (○)
	演 習(1)	2単位 (○)
	(2)	2単位 (○)
	計	24単位

副 科 目 :	担当教授	印
講義・演習	特 論(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	演 習(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	統合講義	2単位 ()
	計	()単位 (4単位以上)

選択科目:	担当教授	印
講義・演習	特 論(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	演 習(1)	2単位 ()
	(2)	2単位 ()
	計	()単位 (2単位以上)

合 計 ()単位 (30単位以上)

指導計画書(例)

歯学研究科 指導計画書(2022年度)	
学籍番号	〇〇〇D一〇〇 (2022年度入学)
氏名	愛知 学
専攻科目	歯科〇〇学
研究課題	〇〇〇△△△の分離とその生理的機能
<p>本年度の指導計画は下記の通りである。</p> <p>1) 主科目については、講義・演習4単位と実習4単位を修得する。講義・演習について、具体的には、歯学特論(1)〇〇〇〇2単位と歯学特論(2)△△△△2単位を修得する。 実習(特別研究)については、上記の研究課題について研究することになるため、その基礎となる〇〇法と△△法について研究手技の修得を開始し、本年度中に予備実験に着手することにする。</p> <p>2) 副科目については、歯学特論(1)□□□□2単位を修得すると共に、歯学特論(2)〇△〇△2単位を修得し、副科目についての修了要件を満たす。</p> <p>3) 選択科目については、来年度開講の歯学演習(1)□□〇〇を受講して2単位を修得することとし、来年は受講しない。</p>	
指導教員 _____	
上記の指導計画について説明を受け、了解しました。	
2022年 月 日	氏名 _____

(注)各年度の5月末までに作成し、指導教員が保管する。

愛知学院大学大学院歯学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は愛知学院大学大学院学則第2条に規定された歯学研究科について必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻科目)

第2条 本研究科に次の専攻科目を置く。

歯科基礎系：口腔解剖学、口腔生理学、口腔生化学、口腔病理学、口腔微生物学、
歯科理化学、歯科理工学

歯科臨床系：歯科保存学、歯科補綴学、口腔外科学、歯科矯正学、歯科小児学、
歯科放射線学、口腔衛生学、歯科麻酔学、歯科病態内科学、
歯科病態関連外科学

(修業年限)

第3条 修業年限は4年以上とする。

(履修方法)

第4条 修業年限中に主科目24単位以上、副科目4単位以上、選択科目2単位以上、総計30単位以上を修得しなければならない。

第5条 副科目、選択科目の選択及び論文の作成、その他研究一般については主科目担当教授の指導を受けなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることができる期間は8年以内とする。

3 前2項に規定するもののほか、長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(早期修了の履修)

第5条の3 学生(社会人を含む)が大学院学則第13条第4項の要件を満たし、別に定める学位論文の基盤論文に関する事項に基づき、研究科委員会において優れた業績を上げたと認められた場合、早期修了を認めることができる。

2 前項の規定により早期修了を認めることができる履修期間は最短3年とする。

3 前2項に規定するもののほか、早期修了の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了の規程)

第6条 主科目は毎年度末、副科目、選択科目は初年度又は2年度末に学科試験を行うものとする。

第7条 試験の方法は専攻科目の大学院歯学研究科教員がこれを定める。

第8条 授業科目の試験の成績は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)で表し、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。

(学位に関する規程)

第9条 本規程第3条及び第4条の規定による課程を修了した者が専門分野における独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査に合格し最終試験に合格した時は博士(歯学)の学位を授与する。

第10条 学位論文は専攻科目について提出する。

第11条 その他、学位に関する事項は愛知学院大学学位規則並びに愛知学院大学大学院歯学研究科委員会学位論文審査及び試験内規に従うものとする。

(入学、退学、休学などに関する規程)

第12条 入学期は毎学年の初めとする。

第13条 次の各号にひとつに該当し、かつ所定の検定に合格した者について入学を許可する。

(1)大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限6年)を卒業した者

(2)外国において、学校教育における18年間の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3)外国の大学等において、修業年限が5年以上(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(4)文部科学大臣の指定した者

(5)本大学院において、個別の入学資格審査により、専攻しようとする領域について、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限6年)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第14条 前条の所定の検定については別に定める。

第15条 入学、退学、休学等についての事項は愛知学院大学大学院学則によるものとする。

(教員組織)

第16条 本研究科における授業及び研究指導は、大学院歯学研究科教員資格を得た歯学部の教員がこれを担当する。

2 研究指導員の変更が生じたときは、別紙1又は2(研究指導教員変更届)に基づき歯学研究科長に申請し歯学研究科委員会において審議承認を得るものとする。

第17条 (削除)

第18条 大学院歯学研究科教員の資格審査は、歯学研究科委員会において行い、大学院委員会に報告し、大学院歯学研究科教員を決定する。

(運営組織)

第19条 愛知学院大学大学院学則第36条の規程により、本研究科の議決機関として歯学研究科委員会を置く。

第20条 本研究科委員会は本規程第16条に規定する大学院歯学研究科教員のうち研究指導教員をもって組織し、研究科長候補者の推薦は本研究科委員会が行う。

2 研究科長候補者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

第21条 本研究科委員会は研究に関する事項、教授に関する事項、学位に関する事項、その他歯学研究科に関する重要な事項の審議決定に当たる。

第22条 本研究科委員会は歯学研究科長が招集し、その議長となる。定例会議は毎月1回とし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

(学生定員)

第23条 本研究科の学生定員は1学年18名、総定員72名以内とする。

(研究員)

第24条 研究員とは、本大学院学則第44条に規定される研究員をいい、歯学研究科において特定の課題について、特に高度な研究に従事することを許可された者をいう。研究員については、歯学研究科の教育・研究に支障のない限り、選考の上、その受入れを許可するものとする。研究員の取扱いは、愛知学院大学大学院研究員内規の定めるところによる。

(その他)

第25条 他の研究科と共通する事項は愛知学院大学大学院学則によるものとする。

第26条 本規程の改廃は歯学研究科委員会の議決を経て大学院委員会に報告し決定する。

附 則

本規程は、昭和54年4月1日から施行する。

本規程は、平成4年4月1日から施行する。

本規程は、平成14年4月1日から施行する。

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

本規程は、平成18年5月1日から施行する。

本規程は、平成20年5月1日から施行する。

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

本規程は、平成24年11月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

本規程は、平成26年9月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

本規程は、平成27年4月15日から施行する。

本規程は、平成27年5月20日から施行する。

本規程は、平成30年1月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

本規程は、平成31年1月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

本規程は、令和4年1月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

本規程は、令和4年1月27日から施行する。

愛知学院大学大学院歯学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する細則

平成20年4月9日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、愛知学院大学大学院歯学研究科規程第5条の2の規程に基づき、歯学研究科(以下「研究科」という。)における長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を希望し、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- (2) 社会人入試の入学で出産・育児、介護を行う必要がある者
- (3) その他長期履修することが必要と認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、指導教授と相談の上、次に掲げる書類を歯学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 長期にわたる教育課程の履修申請書(別紙様式1)
- (2) 在職証明書(別紙様式2)
- (3) 指導教授の承諾及び指導計画書(別紙様式3)

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 入学(再入学、進学、編入学、転入及び転専攻を含む。)時において長期履修を希望する場合 入学手続き期間の最終日
- (2) 学年の中途において長期履修への履修形態の変更を希望する場合 変更を希望する年度の前年度の3月31日

(許可)

第4条 長期履修の許可は、歯学研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画及び授業料並びにその徴収方法等について、長期履修を許可した者(以下「長期履修学生」という。)に通知するものとする。

(履修)

第5条 長期履修学生は、研究科が定めた履修計画に基づき、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修学生が在学できる期間の限度は、学年単位の8年とする。

2 長期履修の開始時期は4月からとし、年度途中における変更は認めない。

3 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間の最後の年の1年以上前に研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年5月1日から施行する。

愛知学院大学大学院歯学研究科早期修了に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛知学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第13条第4項および愛知学院大学大学院歯学研究科規程第5条の3の規程に基づき、歯学研究科(以下「研究科」という。)における早期修了に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 早期修了が認められる者は、大学院学則第13条第4項の要件を満たし、別に定める学位論文に関する事項に基づき、研究科委員会において優れた業績を上げたと認められる者とする。ただし、長期履修制度適用者は、早期修了の対象とならない。

(早期修了の時期)

第3条 早期修了は3年間在学した者を対象とし、3月および9月を修了時期とする。

(申請手続)

第4条 早期修了を希望する者は、3月修了の場合は当該年度の9月末日までに、9月修了の場合は前年度の3月末日までに、研究科長宛に以下の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 博士課程早期修了申請書(別紙様式1)
- (2) 研究指導教員の推薦書(別紙様式2)
- (3) 研究業績書(別紙様式3)
- (4) 学位論文

- 2 前項の申請を受理した研究科長は、研究科委員会に諮り、3月修了の場合は当該年度の10月末日までに、9月修了の場合は当該年度の4月末日までに、申請の可否を当該申請者に通知する。
- 3 前2項に期日については、申請者及び事務処理に支障のない範囲で設定する。

(早期履修の判定)

第5条 研究科委員会は、前条で早期修了の適格認定を受けた学生に対し、3月又は9月修了の判定時期に、早期修了の最終的な判定を行う。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、早期修了に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、研究科の議を経るものとする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から適用する。

愛知学院大学歯学部および大学院歯学研究科における 学生の旧姓使用の取扱い等に関する規程

令和2年1月10日制定

(趣旨)

第1条 愛知学院大学歯学部及び大学院歯学研究科(以下「本学」という。)に在籍する学生(以下「学生」という。)及び愛知学院大学学位規則第11条第2号に規定する者(以下「博士(論文提出)申請者」という。)の旧姓使用の取扱い及び手続等については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新姓 戸籍簿に記載の氏名
- (2) 旧姓 旧戸籍簿に記載の氏名

(旧姓使用の申出ができる学生)

第3条 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。

- (1) 歯学部学生
- (2) 大学院歯学研究科学生
- (3) 歯学部研究生
- (4) 歯学部専攻生

(旧姓使用ができる文章等)

第4条 旧姓使用ができる文章等は、第5条に定める以外の文章等とする。

(旧姓使用ができない文章等)

第5条 旧姓使用ができない文章等は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師国家試験出願書類及び歯科医師免許申請書類
- (2) 歯科技工士国家試験出願書類及び歯科技工士免許申請書類
- (3) 前2号にさだめるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- (4) その他旧姓使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(旧姓使用の申出)

第6条 旧姓使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類を添えて、旧姓使用申出書(別紙様式1)を歯学部事務室に提出しなければならない。

(旧姓使用の中止)

第7条 前条の申出により旧姓を使用している学生が、旧姓の使用を中止する場合、旧姓使用中止申出書(別紙様式2)を歯学部事務室に提出しなければならない。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第8条 学生の学位記に記載する氏名は、原則、学籍簿の氏名とする。

- 2 博士(論文提出)申請者の学位記に記載する氏名は、愛知学院大学学位規則第11条第2号に規定する学位申請書の氏名とする。ただし、博士(論文提出)申請者が該当申請書の氏名と異なる氏名の記載を希望する場合は、学位記記載氏名申出書(別紙様式3)を歯学部事務室へ提出するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位記記載氏名併記申出書(別紙様式4)により申出があった場合は、旧姓及び新姓を併記するものとする。

(記録)

第9条 歯学部事務室は、前3条の申出を受理した場合は、その旨を学籍簿及び学位記の発行を記録する台帳に記載しなければならない。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第10条 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書等(第5条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。

(旧姓使用に伴う証明等)

第11条 旧姓使用の学生から、文書等(学位記を含む。)の戸籍上の氏名と旧姓の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、旧姓使用を認めている。」旨が記載された文書(別紙様式5)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年1月10日から施行する。

学位論文について

学位論文(主論文)の要件

学位申請論文が博士(歯学)の授与に値すると判断されるために満たすべき要件は以下のとおりである。

- 1) 申請論文は、申請者が単独著者となっている受理された原著論文、または申請者が筆頭著者を務める一編以上の受理された原著論文に基づいて作成された単独著作(テーシス形式の論文)であり、本学以外の大学へ学位申請論文として提出されていない。
- 2) 申請論文またはその基盤となる論文が掲載されている学術雑誌には査読システムが完備している。
- 3) 申請論文またはその基盤となる論文は、専攻分野における新知見を提示している。
- 4) 申請者の自立した研究活動または高度な専門的業務に従事しうる能力を示している。

学位論文及び最終試験(学力確認)の審査基準

学位論文(主論文)審査

学位論文(主論文)の要件を満たしており、提出された関連書類と共に体裁および倫理面についての配慮が適切である事を確認した上で、次に定める事項に基づき審査する。

- 1) 研究の目的・背景の明確性
- 2) 研究方法の妥当性(計画・方法の妥当性・正確性)
- 3) 研究結果・考察の整合性
- 4) 研究の独創性・新規性
- 5) 研究内容の社会的意義・重要性
- 6) 研究発表能力・表現の明瞭性

学位論文(主論文)審査基準の内容

- 1) 研究の目的・背景の明確性
 - ・研究テーマが明確で、理論性、先進性、発展性の観点から妥当であるか。
 - ・研究テーマに関連する先行研究に関する情報を十分に調査・分析し、研究の背景及び目的を明示しているか。
- 2) 研究方法の妥当性(計画・方法の妥当性・正確性)
 - ・研究目的を達成するための方法論について正しく理解しているか。
 - ・分析方法に合理性があり、分析結果が正確で、かつ十分な説得力があるか。
- 3) 研究結果・考察の整合性
 - ・得られた結果の内容を、文章、図表等として適正で分かりやすく表示しているか。
 - ・結果について深く理解・考察し、結論に至までの論旨を理論的に展開しているか。
- 4) 研究の独創性・新規性
 - ・新しい発想に基づく研究であるか。
 - ・従来の研究と異なる斬新さがあるか。
- 5) 研究内容の社会的意義・重要性
 - ・学術的意義を有し、社会に貢献する内容か。
 - ・その研究の発展性、将来の展望を説明できるか。

最終試験(学力確認)

学位論文の公開審査会において厳正かつ公正に行われるものとする。

- 1) 学位提出論文の発表能力と内容についての質疑応答
 - ・論文内容を明確に端的に発表でき、質疑応答に的確に対応できたか。
 - ・専門領域の先端的な知識を有するか。
- 2) 本研究の関連分野における専門知識についての質疑応答
- 3) 総合評価

上記の評価項目毎に、別に定める評価基準(ルーブリック表)に基づいて、評価する。

学位申請と審査の課程で使用される書類と提出数

(愛知学院大学歯学研究科のHP、http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/graduate_school/agudpg/からダウンロードできます)

審査の課程	提出種類	ファイル		課程博士(甲)		論文博士(乙)	
		番号	種類	原著論文による申請	テーシス形式	原著論文による申請	テーシス形式
歯学研究科審査委員会での審査	学位申請書	02-01	W	2	2	2	2
	学位申請論文(印刷最終校正)			4		4	
	査読委員選出のお願い	01-02	W		1		1
	学位申請論文(印刷前)				査読委員数+1		査読委員数+1
	(参考)テーシス用論文様式例	01-91	W				
	(参考)愛知学院大学歯学会誌 投稿規定	01-92	pdf				
	(参考)愛知学院大学歯学会英文誌 投稿規定	01-93	pdf				
	基盤論文				査読委員数+1		査読委員数+1
	共著者承諾書 ※1	01-01	W		1		1
	履歴書	02-02	W	2	2	2	2
	論文目録(原著論文用)	02-03	W	1			
	論文目録(テーシス用)	02-04	W		1		1
	学位論文内容の要旨	02-05	W	1	1	1	1
	研究発表会証明書			1	1	1	1
	本学指導教授の推薦書	02-06	W			1	1
	研究歴証明書	02-07	W			1	1
	最終学校卒業証明書	02-08	HP			1	1
学位審査料領収書のコピー					1	1	
学位申請論文(最終校正済別刷)				40	40	40	40
歯学研究科委員会での審査	論文審査の要旨および担当者 (歯学研究科提出用)	03-01	W	1	1	1	1
	最終試験・学力確認の結果の要旨および 担当者(歯学研究科提出用)	03-02	W	1	1	1	1
大学院委員会 (日進)での報告	履歴書 ※2	02-02	W	1	1	1	1
	論文目録(原著論文) ※2	02-03	W	1		1	
	論文目録(テーシス用) ※2	02-04	W		1		1
	学位論文審査の要旨および担当者 (大学院委員会提出用) ※★	03-01	W	1	1	1	1
	最終試験・学力確認の結果の要旨および 担当者(大学院委員会提出用) ※2	03-02	W	1	1	1	1
	学位申請論文(製本済) + (pdf) ◎		W	15	15	15	15
大学院委員会 (日進)での報告終了後	論文要旨	04-03	W	1	1	1	1
	電子媒体添付用表紙	04-04	W	1	1	1	1
	学位論文内容の要約 ◎	05-01	W	1	1	1	1
	学位申請論文(pdf) ◎			1	1	1	1

★ 大学院委員会(日進)終了後に電子媒体に記録して提出していただきます。

※1 テーシス論文が共著者論文に基づく場合に必要になります。

※2 歯学研究科審査委員会での審査時と同じ様式ですが、審査後指導教授の指示(訂正の有無)を確認し、必要があれば修正を行った後提出してください。訂正が無い場合も再提出が必要です。

◎ pdfファイルで歯学部事務室(末盛)へ提出してください。

学位申請手続きの手順

1) テーシス形式による学位申請論文の流れ

申請者 ※提出書類は全て片面印刷

甲(課程博士)の申請者は①～⑧を歯学部事務室に委員会開催日の原則7日前までに提出する。

- ① 学位申請書 2通
- ② 学位申請論文(印刷前クリップ止め) 4部
- ③ 基盤論文 4部 ※基盤論文が印刷前の場合は論文原稿に「受理証明書」を添付
- ④ 承諾書 1部
- ⑤ 履歴書 2通
- ⑥ 論文目録 1通
- ⑦ 学位論文内容の要旨(4000字以内) 1通
- ⑧ 研究発表会発表証明書 1通

乙(論文博士)の申請者は①～⑧に加えて⑨～⑫を委員会開催日の原則10日前まで歯学部事務室に提出する。

- ⑨ 本学指導教授の推薦書 1通
- ⑩ 研究歴証明書 1通
- ⑪ 最終学校卒業証明書 1通
- ⑫ 審査料領収書のコピー 1通



歯学研究科委員会

・歯学研究科委員会にて、主査1名及び副査2名以上を選出し、審査委員会を設置する。



審査委員会

審査委員会による審査及び報告

- ・主査及び副査は、学位論文の審査、最終試験(甲の場合)、又は学力の確認(乙の場合)を行う。審査委員会は、学位論文(主論文)と関連提出書類の体裁および倫理面についての配慮が適切である事を確認した上で、公開審査会を開催し、下記の(1)、(2)、(3)の事項を行う。
なお、公開審査会の日程は主査、副査及び研究指導教員で調整し、その詳細を公示する(申請者名、学位論文名(甲、乙)、日時、場所、主査名、副査名)。主査及び副査は公開審査会での申請者の発表内容を学位論文審査基準に従って評価し、審査基準に従って最終試験(学力確認)を行う。

(1) 論文内容の審査

主査及び副査は公開審査会において論文の審査を行う。

(2) 最終試験及び学力の確認

1) 歯学研究科課程による者の場合(最終試験)

主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心として、これに関連ある科目について最終試験(口頭)を行う。

2) 論文提出により学位を請求する者の場合(試験及び学力の確認)

- a) 主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について試験(口頭)を行い、専攻学術に関し、大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認する。

b) 主査及び副査は公開審査会を終えた後に、外国語試験を実施する。審査委員会において特別の事由があると認めた場合を除き、2種類を課すものとする。

c) 歯学研究科の学位論文審査基準及び学位授与方針(DP)評価基準について、主査及び副査は、本評価基準で評価をするものとする。

3) 単位修得満期退学者の場合(学力確認の特例)

単位修得満期退学者が、歯学研究科博士課程入学後8年以内に学位を申請したときは、主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について試験(口頭)を行い、専攻学術に関し、大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認する。学力の確認のための語学試験(外国語2種類)は行わない。

審査委員会で学位申請論文の修正を求められた申請者は、修正後に⑬学位申請論文最終校正済別刷を審査報告日までに40部提出する。【当日配付】

(3) 報告

審査報告(審査終了後、主査は、甲・乙について下記の書類⑭⑮を作成し、それらを歯学研究科委員会開催日の原則5日前までに、歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。)

甲(課程博士)の審査終了後、⑭⑮を歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。

⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

⑮ 最終試験の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

乙(論文博士)の審査終了後、⑭⑮を歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。

⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

⑮ 学力確認の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

- ・ 研究科長は歯学研究科委員会委員に書類⑭⑮を配付する。



歯学研究科委員会

- ・ 主査は審査結果を報告する。
- ・ 投票により学位授与の可否を議決する。

申請者

- ・ 歯学研究科委員会での審査に合格した⑬の学位申請論文(別刷)15部と原稿のPDFデータ、訂正等を完了した上記⑤⑥⑦と⑭⑮の印刷物(片面印刷)を歯学部事務室へ直ちに提出する。なお、⑭⑮には、論文審査委員によって署名・押印された大学院委員会提出用表紙を付ける。⑯大学院委員会(日進)報告用の論文要旨(400字以内)を歯学部事務室に提出する。

この段階で申請者の提出する書類は以下のようになる。

- ⑬ 学位申請論文印刷 15部+PDFにてデータ提出
- ⑤ 履歴書(署名押印) 1通
- ⑥ 論文目録 1通
- ⑦ 学位論文内容の要旨(4000字以内) 1通
- ⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの) 1通
- ⑮ 最終試験・学力試験の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの) 1通
- ⑯ 大学院委員会報告用の論文要旨(400字以内) 1通



歯学部事務室

- ・日進大学院委員会資料として提出された⑤⑥⑦⑭⑮を印刷し、⑬学位申請論文(別刷)、学位申請者名簿を送る。



大学院委員会

- ・報告終了



申請者

- ・日進大学院委員会資料として提出した⑦⑭に訂正がある場合は、大学院委員会終了日から一週間以内に、歯学部事務室に再提出する。
- ・学位審査に合格した⑦⑭をワード形式で記録した電子媒体と印刷物、“⑰電子媒体添付用表紙”の印刷物を、歯学部事務室へ提出する。
- ・“⑱論文審査の要旨および担当者(インターネットの利用による公表用)の表紙”(主査副査の名前を明記、押印無)の印刷物を、歯学部事務室へ提出する。
- ・インターネットの利用により学位申請論文(全文)を公表する場合には、⑬のPDFファイルを歯学部事務室に提出する。
- ・学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」に該当する場合(学位申請論文の基盤論文の著作権が学会・出版社に委譲されており、著作権保護多重公表の禁止条項のために学位論文の全文をインターネットの利用により公表できない場合等)には、歯学研究科委員会と大学院委員会の承認を受けて、「内容を要約したもの」を公表することとし、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。この場合には、学位申請論文の全文に代えて公表する「内容を要約したもの」を作成して指導教授の確認を受け、そのPDFファイル⑲を学位授与日から9ヶ月以内に歯学部事務室に提出する。



歯学部事務室

- ・学位授与日から3ヶ月以内に学位規則第12条の規程により、文部科学大臣へ学位授与報告書を、国立国会図書館へ学位授与報告書の写しを電子メールで提出する。
- ・学位審査に合格した⑦⑭の印刷物(最終版)と⑲を歯学部事務室でスキャンしてPDFファイルとし、学位授与日から3ヶ月以内にインターネットの利用により公表する。
- ・学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合を除き、学位授与日から1年以内に⑬のPDFをインターネットの利用により公表する。
- ・学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合は、提出された⑲を学位授与日から1年以内にインターネットの利用により公表する。
- ・学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合、従来通り学位申請論文(印刷物)を、「国立国会図書館」へ郵送する。
- ・年度終了後、学位申請論文を、「本学図書館」へ送付する。



申請者

- ・学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」がなくなり、インターネットの利用による学位申請論文(全文)の公表が可能となった場合には、歯学部事務室に⑬のPDFファイルを提出する。

2) テーシス形式によらない学位申請論文の流れ

申請者 ※提出書類は全て片面印刷

甲(課程博士)の申請者は①～⑧を歯学部事務室に委員会開催日の原則7日前までに提出する。

- ① 学位申請書 2通
- ② 学位申請論文(印刷最終校正にあたるもの ホチキス止め) 4部
- ⑤ 履歴書 2通
- ⑥ 論文目録 1通
- ⑦ 学位論文内容の要旨(4000字以内) 1通
- ⑧ 研究発表会発表証明書 1通

乙(論文博士)の申請者は①～⑧に加えて⑨～⑫を委員会開催日の原則10日前まで歯学部事務室に提出する。

- ⑨ 本学指導教授の推薦書 1通
- ⑩ 研究歴証明書 1通
- ⑪ 最終学校卒業証明書 1通
- ⑫ 審査料領収書のコピー 1通



歯学研究科委員会

・歯学研究科委員会にて、主査1名及び副査2名以上を選出し、審査委員会を設置する。



審査委員会

審査委員会による審査及び報告

- ・主査及び副査は、学位論文の審査、最終試験(甲の場合)、又は学力の確認(乙の場合)を行う。審査委員会は、学位論文(主論文)と関連提出書類の体裁及び倫理面についての配慮が適切である事を確認した上で、公開審査会を開催し、下記の(1)、(2)、(3)の事項を行う。
なお、公開審査会の日程は主査、副査及び研究指導教員で調整し、その詳細を公示する(申請者名、学位論文題名(甲、乙)、日時、場所、主査名、副査名)。主査及び副査は公開審査会での申請者の発表内容を学位論文審査基準に従って評価し、審査基準に従って最終試験(学力確認)を行う。

(1) 論文内容の審査

主査及び副査は公開審査会において論文の審査を行う。

(2) 最終試験及び学力の確認

1) 歯学研究科課程による者の場合(最終試験)

主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心として、これに関連ある科目について最終試験(口頭)を行う。

2) 論文提出により学位を請求する者の場合(試験及び学力の確認)

- a) 主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について試験(口頭)を行い、専攻学術に関し、大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認する。
- b) 主査及び副査は公開審査会を終えた後に、外国語試験を実施する。審査委員会において特別の事由があると認めた場合を除き、2種類を課すものとする。
- c) 歯学研究科の学位論文審査基準及び学位授与方針(DP)評価基準について、主査及び副査は、本評価基準で評価をするものとする。

3) 単位修得満期退学者の場合(学力確認の特例)

単位修得満期退学者が、歯学研究科博士課程入学後8年以内に学位を申請したときは、主査及び副査は、公開審査会において、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について試験(口頭)を行い、専攻学術に関し、大学院において博士課程を終えて学位を授与される者と同以上の学力を有することを確認する。学力の確認のための語学試験(外国語2種類)は行わない。

申請者は、学位申請論文の最終校正後、⑬学位申請論文最終校正済別刷を審査報告日までに40部提出する。【当日配付】

(3) 報告

審査報告(審査終了後、主査は、甲・乙について下記の書類⑭⑮を作成し、それらを歯学研究科委員会開催日の原則5日前までに、歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。)

甲(課程博士)の審査終了後、⑭⑮を歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。

⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

⑮ 最終試験の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

乙(論文博士)の審査終了後、⑭⑮を歯学部事務室を経由して研究科長に提出する。

⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

⑮ 学力確認の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの)

- ・ 研究科長は歯学研究科委員会委員に書類⑭⑮を配付する。



歯学研究科委員会

- ・ 主査は審査結果を報告する。
- ・ 投票により学位授与の可否を議決する。

申請者

- ・ 歯学研究科委員会での審査に合格した⑬の学位申請論文(別刷)15部と原稿のPDFデータ、訂正等を完了した上記⑤⑥⑦と⑭⑮の印刷物(片面印刷)を歯学部事務室へ直ちに提出する。なお、⑭⑮には、論文審査委員によって署名・押印された大学院委員会提出用表紙を付ける。⑯大学院委員会(日進)報告用の論文要旨(400字以内)を歯学部事務室に提出する。

この段階で申請者の提出する書類は以下のようになる。

⑬ 学位申請論文印刷 15部+PDFにてデータ提出

⑤ 履歴書(署名押印) 1通

⑥ 論文目録 1通

⑦ 学位論文内容の要旨(4000字以内) 1通

⑭ 論文審査の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの) 1通

⑮ 最終試験・学力試験の結果の要旨および担当者(2000字以内;主査の作成したもの) 1通

⑯ 大学院委員会報告用の論文要旨(400字以内) 1通



歯学部事務室

- ・ 日進大学院委員会資料として提出された⑤⑥⑦⑭⑮を印刷し、⑬学位申請論文(別刷)、学位申請者名簿を送る。



大学院委員会

- ・ 報告終了



申請者

- ・ 日進大学院委員会資料として提出した⑦⑭に訂正がある場合は、大学院委員会終了日から一週間以内に、歯学部事務室に再提出する。
- ・ 学位審査に合格した⑦⑭をワード形式で記録した電子媒体と印刷物、“⑰電子媒体添付用表紙”の印刷物を、歯学部事務室へ提出する。
- ・ “⑱論文審査の要旨および担当者(インターネットの利用による公表用)の表紙”(主査副査の名前を明記、押印無)の印刷物を、歯学部事務室へ提出する。
- ・ インターネットの利用により学位申請論文(全文)を公表する場合には、⑬のPDFファイルを歯学部事務室に提出する。
- ・ 学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」に該当する場合(学位申請論文の基盤論文の著作権が学会・出版社に委譲されており、著作権保護多重公表の禁止条項のために学位論文の全文をインターネットの利用により公表できない場合等)には、歯学研究科委員会と大学院委員会の承認を受けて、「内容を要約したもの」を公表することとし、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。この場合には、学位申請論文の全文に代えて公表する「内容を要約したもの」を作成して指導教授の確認を受け、そのPDFファイル⑲を学位授与日から9ヶ月以内に歯学部事務室に提出する。



歯学部事務室

- ・ 学位授与日から3ヶ月以内に学位規則第12条の規程により、文部科学大臣へ学位授与報告書を、国立国会図書館へ学位授与報告書の写しを電子メールで提出する。
- ・ 学位審査に合格した⑦⑭の印刷物(最終版)と⑲を歯学部事務室でスキャンしてPDFファイルとし、学位授与日から3ヶ月以内にインターネットの利用により公表する。
- ・ 学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合を除き、学位授与日から1年以内に⑬のPDFをインターネットの利用により公表する。
- ・ 学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合は、提出された⑲を学位授与日から1年以内にインターネットの利用により公表する。
- ・ 学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」により公開しない場合、従来通り学位申請論文(印刷物)を、「国立国会図書館」へ郵送する。
- ・ 年度終了後、学位申請論文を、「本学図書館」へ送付する。



申請者

- ・ 学位規則第9条第2項および愛知学院大学学位規則第24条第2項に規定する「やむを得ない事由」がなくなり、インターネットの利用による学位申請論文(全文)の公表が可能となった場合には、歯学部事務室に⑬のPDFファイルを提出する。

愛知学院大学大学院歯学研究科学位申請予定論文の研究発表会申合せ

2007/6/13

歯学研究科委員会

(目的)

第1 愛知学院大学大学院歯学研究科(以下「本研究科」という。)の大学院生(甲)および論文提出者(乙)は、学位論文申請予定の研究内容の向上を図るため、本研究科および歯学部に公開発表し、各分野から意見を聴取する。

(出席者等)

第2 発表会への参加は、本研究科および歯学部生の学生、教職員並びに学外者で本研究科運営委員会が出席を認めた者とする。

2 出席者は、発表者の了解を得ることなく発表内容を利用および公表してはならない。

3 出席者は、発表内容を視聴覚機器などで記録してはならない。

(発表時期)

第3 本研究科に在学する大学院生(甲)は、最終学年の11月末までに発表する。

2 論文提出者(乙)は、論文提出2か月前までに発表する。ただし、12月、1月および2月は除く。

3 研究発表会は、本研究科委員会が主催し、事前に周知を行い開催する。

4 発表日は、発表者の希望を参考に作成した予定表に基づき、本研究科委員会で決定する。

(発表数、発表時間)

第4 1日4題から5題の研究発表を行い、1研究の発表時間は質疑応答を含め30分を原則とする。ただし、当日の発表数および時間については、本研究科委員会で調整し決定する。

(座長)

第5 発表会の座長は、発表者の指導教授以外の本研究科委員会の中から互選する。

(発表証明書)

第6 発表を行った者には、発表証明書を発行する。

(その他)

第7 その他の発表に関する必要事項は、本研究科委員会で決定する。

(改廃)

第8 この申合せの改廃は、本研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。